

宮城県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第１の別に定める「くろまぐろ」について

(第５管理期間)

平成３１年４月１日公表

第１ くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- １ 本県において太平洋くろまぐろは、定置漁業、かじき等流し網漁業等により漁獲されており、本県にとって重要な資源となっている。
- ２ このため、同資源の保存及び管理を通じて、安定的で持続的な利用を図るために、国の基本計画により決定された漁獲可能量のうち本県の知事管理量について本県の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講ずることとする。
- ３ 本県の知事管理量を適切に管理するためには、くろまぐろの採捕の数量を的確に把握する必要があることから、採捕の数量の報告体制を整備し、適切な報告がなされるよう漁業者等の指導・確認を行うものとする。併せて、採捕の数量が積み上がり本県の知事管理量に近づいた場合はこの旨を直ちに公表するとともに、早期是正措置を講ずるものとする。
- ４ また、本県の知事管理量の適切な管理を行っていくためには、くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。

第２ くろまぐろの知事管理量に関する事項

本県のくろまぐろの知事管理量は次のとおりとする。

第一種特定海洋生物資源	知事管理量	
くろまぐろ 30 キログラム未満の小型魚（以下「小型魚」という。）	５３．５トン	うち２．７トンを留保とする。
くろまぐろ 30 キログラム以上の大型魚（以下「大型魚」という。）	２０．５トン	うち１．０トンを留保とする。

ただし、我が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、上表の本県の知事管理量が消化されていない場合であっても、その時点における本県の採捕の数量をもって、上表の本県の知事管理量とする。

第３ くろまぐろの知事管理量について採捕の種類別又は期間別の数量に関する事項

- １ 採捕の種類別の数量は次のとおりとする。

第一種特定海洋生物資源	採捕の種類	数量
くろまぐろ（小型魚）	本県の漁船漁業等	６．６トン
	本県の定置漁業	４４．２トン
くろまぐろ（大型魚）	本県の漁船漁業等	４．９トン
	本県の定置漁業	１４．６トン

上表中、本県の定置漁業の数量については、協定に基づく漁獲枠の個別配分による管理を実施する。

2 本県の漁船漁業等の期間別の数量は次のとおりとする。

第一種特定海洋生物資源	期間	数量
くろまぐろ（小型魚）	平成31年 4月1日～平成31年9月30日	1.5トン
	平成31年10月1日～平成32年3月31日	5.1トン
くろまぐろ（大型魚）	平成31年 4月1日～平成31年9月30日	1.0トン
	平成31年10月1日～平成32年3月31日	3.9トン

なお、各期間の末日までに消化されていない数量（以下「残枠」という。）がある場合は、残枠の1割を本県の留保とした上で、残枠から当該留保を減じた量を翌期間の数量に加えるものとし、当該期間の漁獲量が確定次第、残枠を加えた翌期間の数量を本県の漁業者等に通知する。

3 本県の採捕の数量が採捕の種類別又は期間別の数量を超えるおそれが著しく大きいと認める場合は、採捕の種類別又は期間別に海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（以下「法」という。）第10条第2項の規定に基づく採捕の停止等の命令を発出することとする。

第4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

1 緊急報告体制について

（1）各漁業者は急激な採捕の数量の積み上げに備え、1隻／1ヶ統あたり500キログラムを超える量のくろまぐろを採捕した場合は、以下の体制により、速やかに本県に採捕の数量報告を行うものとする。

イ 宮城県漁業協同組合所属の漁業者は、漁協支所に連絡する。支所は本所指導部に連絡し、支所から連絡を受けた本所指導部は、本県水産業基盤整備課に連絡する。

ロ 牡鹿漁業協同組合、塩釜市漁業協同組合及び近海底曳網漁業協同組合所属の漁業者は、漁協に連絡する。連絡を受けた漁協は、本県水産業基盤整備課に連絡する。

ハ 漁業協同組合に所属しない漁業者は、本県水産業基盤整備課に連絡する。

各漁業協同組合は、漁業者と漁業協同組合間の連絡網を整備するものとする。

本県は、各漁業協同組合と本県間の連絡網（土日祝祭日、年末年始等の閉庁時の連絡網を含む）を整備するものとする。

（2）（1）の緊急報告がなされる急激な採捕があった場合に直ちに当該漁業者が取り組む緊急の管理措置は以下のとおりとする。また、本県は当該採捕の数量報告を受けた際に、以下の緊急の管理措置が実施されているか確認し、必要な指導を行うものとする。

イ 当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量入網があった旨の連絡。

ロ 県の残枠が判明するまでの間は、当面、生存個体の放流。

（3）本県は、本県における採捕の数量が法第3条第5項で定める知事管理量の7割を超えた場合であって、1日あたり2.7トン（小型魚）又は1.0トン（大型魚）を超えるくろまぐろの採捕の数量報告があった場合は、速やかに当該採捕の数量を国に報告する。

2 採捕の数量の公表等について

本県は法第8条第2項の規定に基づき、本県における採捕の数量が知事管理量を超えるおそれがあると認める場合として、本県の第2又は第3の数量（留保の数量を除く）の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で、当該採捕の数量を公表するものとする。

3 早期是正措置

本県は前述の採捕の数量の公表後、速やかに法第9条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告を内容とする早期是正措置を本県管内の漁業者等に対し講ずるものとする。

(1) 漁船漁業等による採捕を行う者に対し本県が講ずる措置

イ 漁船漁業等の数量の7割を超えるおそれがあると認めるとき

(イ) 操業時間短縮又は操業回数(日数)抑制を実施するよう助言する。

(ロ) 所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

ロ 漁船漁業等の数量の8割を超えるおそれがあると認めるとき

(イ) 生存個体の全数放流に努めるよう指導する。

(ロ) くろまぐろの採捕はやむを得ない混獲のみとするよう指導する。

(ハ) 所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

ハ 漁船漁業等の数量の9割を超えるおそれがあると認めるとき

(イ) 生存個体の全数放流を実施するよう勧告する。

(ロ) くろまぐろの採捕は原則行わないよう勧告する。

(ハ) 所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

(2) 定置漁業による採捕を行う者に対し本県が講ずる措置

イ 定置漁業の数量の7割を超えるおそれがあると認めるとき

(イ) 網起こし回数の抑制を実施するよう助言する。

(ロ) 所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

ロ 定置漁業の数量の8割を超えるおそれがあると認めるとき

(イ) 生存個体の全数放流に努めるよう指導する。

(ロ) くろまぐろの採捕はやむを得ない混獲のみとするよう指導する。

(ハ) 所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

ハ 定置漁業の数量の9割を超えるおそれがあると認めるとき

(イ) 生存個体の全数放流を実施するよう勧告する。

(ロ) くろまぐろの採捕は原則行わないよう勧告する。

(ハ) 所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

(3) 協定の参加者は協定による管理を優先し、これらの管理によっても採捕の数量が積みあがる際はこれらの管理に即して早期是正措置を実施する。

第5 その他くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項

1 遊漁(遊漁者及び遊漁船業者)の管理について

本県は管内の漁業者へ管理の取組を指導した場合は管内の遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この場合、本県は国に対し当該指導内容を速やかに報告するものとする。

特にプレジャーボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、本県は国と協力しつつ、釣り団体の各ホームページやテレビ等の媒体を通じてくろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行うものとする。

2 採捕の停止命令について

(1) 本県の採捕の数量が原則として第2の知事管理量の9割5分を超える時点で、法第10条第

2項の規定に基づく採捕の停止命令の適用対象となるものとする。

- (2) 本県の採捕の数量が原則として第3の採捕の種類別又は期間別の数量の9割5分を超える時点で、採捕の種類別又は期間別に法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令の適用対象となるものとする。
- (3) 我が国全体の小型魚又は大型魚の採捕の数量が、小型魚又は大型魚別の漁獲可能量を超えており又は超えるおそれが著しく大きいと認めて農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、その時点における当県の採捕の数量をもって知事管理量となることから、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令の適用対象となるものとする。
- (4) 遊漁者による採捕の数量は知事管理量に含まれるため、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令の適用対象となった際は、当県の水面での遊漁者も命令対象者であり、管内の漁業者に対し管理の取組を指導した際は、本県の水面での遊漁者に対し同様の指導を行う。